

## 事業推進プランの改定に当たって

当事業団は昨年10月で設立から満25年を迎えることができました。この間、杉並区から受託して行う障害者就労支援事業と障害者総合支援法のサービスである就労移行支援事業を二つの柱として事業を推進し、「就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与する」という事業団の目的の実現に努めてきました。また、平成25年度には公益財団法人に移行し、それまで以上に公益的な役割を自覚して事業を展開してきました。

最近の障害者雇用をめぐる状況を見ますと、障害者を積極的に採用する企業も増え、厚生労働省の集計（令和5年6月1日現在）によれば、民間企業に雇用されている障害者数は約64万2千人、実雇用率は2.33%と過去最高を記録しています。令和4年12月には、障害者雇用促進法が改正され、障害者の就労機会を拡大するため、令和6年4月から週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者について、雇用率に算定できるようになります。また、法定雇用率も現在の2.3%から、令和8年7月までに2.7%と段階的な引き上げが予定されているなど、より一層の雇用促進や職場環境の整備が進んでいくことが期待されます。

当事業団の令和6年3月末見込みの利用登録者は1,361名となっていますが、障害種別では特に精神障害・発達障害の方の増加が目立ち、サービスの利用状況としては就職後の定着支援の割合が増えています。また、利用者の中には体調や感情の変化が大きく、これまでの支援態勢では対応が困難な重度のケースが増加しています。

こうしたことから、今後は障害者一人ひとりのニーズに沿った多様な働き方への対応や安定して働き続けられるための職場環境の整備、医療・福祉等の関係機関との連携強化などをより一層進めていくことが課題となっています。

これらの事業団をめぐる状況の変化と課題に対応するため、杉並区の実行計画の改定や障害者施策推進計画の策定も踏まえ、「ワークサポート杉並 事業推進プラン」を改定し、引き続き計画的な事業の実施を図ることとします。

今後、この事業推進プランを軸に当事業団の事業を着実に進めていくことにより、杉並区内の障害者就労支援施策の中心的な役割を果たしていく所存です。

令和6年3月

公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団

# 目 次

## 第1章 事業推進プラン改定の基本的事項

1 事業推進プラン改定の趣旨	1
2 事業推進プランの位置づけ	1
3 事業推進プランの期間	1

## 第2章 障害者雇用の現状と課題

1 障害者雇用の現状	3
2 障害者雇用を取り巻く環境変化と今後の課題等	11
(1) 今後の制度改正について	11
(2) 障害者雇用の促進について	12
(3) 職場定着支援について	13
(4) 短時間勤務の支援について	14
3 事業団における就労支援の取組状況	15

## 第3章 新たな事業推進プランの基本的な考え方

## 第4章 事業推進プランの内容

1 事業推進プランの達成指標（数値目標）	23
2 事業推進プランの事業体系と実施内容	25
I 障害の多様化に対応した就労支援、職場定着支援の取組の充実	
(1) 相談環境の整備と支援機能の充実	26
(2) 安心して働き続けられるための支援	28
II 多様な働き方に対応した障害者雇用の促進	
(1) 障害者雇用を促進させるための職場開拓の実施	29
(2) 企業への情報提供の促進	30
III 関係機関との連携の強化	
(1) 福祉施設等関係機関との連携の促進	31
(2) 保健センターや医療機関等との連携の強化	32

## 第5章 事業推進プランの着実な実施に向けて

1 職員の能力向上	33
2 PDCAサイクルの実施	33
3 区等との連携の強化	33

資料 令和4年度の主な事業実績	34
-----------------	----